

規 約

(名称)

第1条

本クラブは、RISING JAM U15 と称する。

(目的)

第2条

本クラブは、バスケットボールを通じて、人格の形成を目指し、平和で民主的な社会の構成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な少年の育成を目的とする。

(対象・場所・頻度)

第3条

中学生を対象とし、週に1～3回のペースで安曇野市、大町市の体育館で活動する。

(クラブ員)

第4条

本クラブに対し、「入会申込書」を提出した中学生がクラブ員となる。

(登録)

第5条

クラブ員は、4月にJBAの登録上、「クラブチーム」の選手として登録する。但し、中体連(部活)の大会は、各中学校の選手として出場する。

(活動の始期、終期)

第6条

クラブは、毎年4月から開始する。但し、中体連(部活)の大会が終わるまで部活を優先することは差し支えない。

活動の終期は、各クラブ員が任意に判断するが、次の3つが想定される。

- (1) 中学3年生の9月(U15長野県選手権大会の終了)
- (2) 中学3年生の12月(ジュニアウインターカップの終了)
- (3) 中学卒業

※赤字につき、令和3年4月1日より施行

(入会金と会費)

第7条

入会金、会費は次のとおりとし、会計報告はしない。また、途中退会者に対する返金もしない。

種類	金額	集金時期
入会金	10,000円 0円	入会時
会費(第1期) 4~6月	9,000円	4月
会費(第2期) 7~9月	9,000円	7月
会費(第3期) 10~12月	9,000円	10月
会費(第4期) 1~3月	9,000円	1月

※ 期の途中で入会した場合は、「入会金」と「入会期の残月数×3,000円(入会月を含む)」を「入会月に」集金する。

(備品等)

第8条

ユニフォームは、~~クラブが用意する。~~ **クラブ員が購入する。**

(遠征費等)

第9条

遠征等の費用は都度徴収する。

(免責)

第10条

練習及び試合での怪我、送迎時の事故など、クラブ活動中の事故については、自己責任とし、クラブ、技術指導者は一切の責任を負わない。

(規約の変更)

第11条

本クラブの規約は、クラブが随時変更できるものとする。

附則

この規約は令和2年4月1日から施行する。

年間予定表

内容	3年生	1・2年生	備考
4月			各中学校で部活動を頑張る
5月	○	○	
6月			
7月	○	○	
8月	○	○	
9月	○	○	
10月	△	○	
11月			
12月	△	○	3年生は引退
1月			
2月	△	○	進路の決まった3年生は 参加 OK
3月			